

令和3年第4回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第61号 大洗町水道料金審議会条例
議案第62号 大洗町幕末と明治の博物館条例の全部を改正する条例
議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例
議案第64号 大洗町個人情報保護条例及び大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第65号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第66号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
議案第67号 大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例について
議案第68号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について
議案第69号 水戸地方農業共済事務組合の解散について
議案第70号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
議案第71号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第72号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第6号）
議案第73号 令和3年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 寄附の受入れについて
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	本城正幸
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	津幡紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、昨年3月の定例会以降許可しておりませんでした議場内での傍聴につきましては、茨城県内の感染者数が減少傾向にあるだけでなく、大洗町においても10月9日以降、新規陽性者の報告はございません。

このようなことから、今定例会より、マスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど、宜しくをお願いいたします。

開会 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和3年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 柴田佑美子君、3番 櫻井重明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日11月30日から12月3日までの4日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第61号 大洗町水道料金審議会条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 皆さん、改めまして、おはようございます。本日からどうぞ宜しくお願いいたします。

議案第61号 大洗町水道料金審議会条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

本案につきましては、水道料金収入の減少や施設の維持管理・更新費用等の増加により、安定した事業運営が難しくなっていることから、水道料金の適正化を図るため、大洗町水道料金審議会を設置するものであります。

本審議会については、非常勤の特別職として諮問に応じ、水道料金に関する事項の調査審議を行い、その結果を答申するものであります。

以上、議案第61号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第61号 大洗町水道料金審議会条例について質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号 大洗町水道料金審議会条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり決しました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第61号 大洗町幕末と明治の博物館条例の全部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第62号 大洗町幕末と明治の博物館条例の全部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

本案につきましては、令和4年度からの大洗町幕末と明治の博物館の運営を一新することに伴い、新たな博物館条例として所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、博物館の事業および職員の配置について明文化するとともに、新たな入館種別による料金体系の設定および博物館施設の使用料の新設を行うものであります。

以上、議案第62号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第62号 大洗町幕末と明治の博物館条例の全部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この第3条、事業についてですが、1、2、3とありまして、3番目にですね、二つの規定する事業のほかに目的を達成するために必要な事業を行うというふうになっておりますが、この目的を達成するための事業というのは、例えばこんなことがあり得るという想定されているようなことがありますか。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

事業のですね第1項、第2項において基本的な事業ということで定めております。第3項につきましては、例えばですね、実際に博物館で行われる企画展であるとか、各種イベントというかですか、そういったものであるとか、PR活動であるとか、そういった具体的なものを想定しながらこの事業というところを考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） はい、わかりました。企画、イベント、あるいはPRということですが、例えばね、もっとあるかもしれませんけども、ここで物品の販売というのは想定されますか。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 再度の質問にお答えいたします。

現在でもですね、図録であるとか諸々資料とかを販売してございます。こちらはですね、引き続き実施していきたいと考えてございます。

○12番（菊地昇悦君） 了解しました。

○議長（飯田英樹君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号 大洗町幕末と明治の博物館条例の全部を改正する条例について、

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第62号は、原案のとおり決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

本案につきましては、令和4年1月からのマイナンバーカード利用による印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスの開始に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容といたしましては、住民課の窓口において、印鑑登録証明書交付申請書の提出とともに印鑑登録証の提示をしていただき発行していた印鑑登録証明書について、マイナンバーカードの個人認証機能を利用することにより、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機より取得可能となるため、印鑑登録証の提示に関する特例規定を加えるものであります。

以上、議案第63号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 全国どこのコンビニでも印鑑証明発行できるということなのですが、よくこういうことで問題になってくるのが、個人情報の漏洩というのが多々問題になってくると思うんですが、こちら、条例改正に伴ってですね、個人情報の保護、これが完全に担保されて、多分いるんだろうとは思いますが、そういうながらもですね結構この個人情報漏洩してしまうという、こういう問題があると思うんですが、この辺のシステム的な完璧さというのはいかがなものなんでしょう。100%大丈夫なんでしょうかね。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 和田議員のご質問にお答えします。

コンビニ交付導入に当たって、個人情報保護が100%担保されているのかということですが、マイナンバーカード自体には4情報、いわゆる名前と住所と性別と、あと生年月日ですね、そのぐらいし

か入っておりませんで、こういったサービスを受ける時は、J-LISという団体があるんですけども、そちらの団体のほうに、自分は間違いなく本人だよという暗証番号などで認証してサービスを受けるということで、個人情報はどこかに蓄積されているということではございません。宜しくをお願いします。

○8番（和田淳也君） はい、了解。

○議長（飯田英樹君） ほか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 参考までにお尋ねしますけども、今1年間でこの印鑑証明を取られる方というのは、当町においてどのぐらいの数が申請がされているのか、そのあたりをお尋ねをしたい。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員の質問にお答えします。

印鑑証明書、月、年間どのぐらい出ているのかということだと思っておりますけども、令和2年度でお話しますと年間で4,817件、月の平均で約400件となっております。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。いわゆる月400件ですと、まあまあの数かなというふうに思います。私たちもたまに印鑑証明をいただきますけども、いわゆるこういう電子化がどんどん進むことによって窓口業務が簡素化されるということがあるんだろうと思います。この点はね、予算の関係もあるでしょうけども、今後、全体の職員の仕事の在り方というものが変わってくるんですが、バランスも変わってくるんだろうと思うんですが、このあたりはどのように、これは総務課になるとは思いますけども、こういった形で電子化をどんどん進めていくという前提のなかでは、どういう形での人員配置が適切なのかというのは、どのような部署で、どのように考えられているのか、その点だけ今わかる範囲で結構でありますから、将来的なことも含めましてですねお尋ねをしたいと思うんですが。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと想定していないご質問で恐縮なんですけども、いろいろな電子化が進むなかで、今後、月400件ある印鑑証明がですね、今度はコンビニで取れると。ある程度、役場に来るお客様の数も減ってくるんだろうというふうには想定できる場所です。ただ、これはやってみないとどのぐらいの割合でお客様が、来庁する方が減って、窓口業務を簡素化というか軽減化が図れるかというところを見極めて適正な職員の人数を配置していくと、そういうような流れになってきょうかと思えます。

将来的には、ひょっとしたらですね、印鑑証明ですとか住民票は、もう自動販売機と申しますか、職員が対応しなくてもできるような世の中が多分ここ数年以内にくるのであろうとは、デジタル庁も開設されたことですので、行政のこういう証明書等の発行につきましても、だんだんデジタル化が進んでいく流れは、これはいなめないところでございますので、そういう流れも踏まえながら、どのぐらいこのデジタル化といいますかIT化によって、どのぐらい職員が削減できて、どのぐらい効率的な事務が図っていけるかというのは、ここ数年のですね動向と申しますか、傾向は見極め

て適切な人事配置をしていきたいと存じます。宜しく願いいたします。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号 大洗町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第63号は、原案のとおり決しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第64号 大洗町個人情報保護条例及び大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第64号 大洗町個人情報保護条例及び大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、マイナンバー法において情報提供ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に移ったこと、並びに特定個人情報の提供に関し新たに条項が加えられたことにより、引用規定の整備を図るものであります。

以上、議案第64号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第64号 大洗町個人情報保護条例及び大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 個人情報保護法に関する条例ということで、改正と。マイナンバーカードの番号を使って個人の情報を取得するという事なんですが、現在、マイナンバーを大洗町で所得しているカードの人数をちょっとお尋ねしますけども、いろんな部分でね特典がついて、前は5,000円だと思えますけども、今度2万円ということになりますけども、その点どのような形で、間もなく12月になりますけども、だから合わせて2万5,000円となる、12月まで5,000円の部分はまだ継続されたなと思っておりますけども、その点、課長ちょっとお尋ねしますけども、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 勝村議員のご質問にお答えします。

マイナンバーの交付件数、申し訳ないんですが、ちょっと今、手元に資料がありません。ただ、最新の交付率でいいますと、11月17日現在で大洗町29.9%となっております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、すいません、29.9%、30%まだいってないということなんですが、今後、国の方針として2万円出るということなんで、駆け込みが、ほかの自治体で駆け込みがあるみたいなんで予想されると思いますが、その点の対処の仕方ちょっとお尋ねしますけども、全員の方にナンバーとしてはきつといってると思っています。私も今年の早いうちにやらさせていただきましたけども、すいません、もうちょっと啓蒙活動をしていただけると、もっと伸びるかなと思っておりますし、なかなか回覧板でも回しているでしょうけども、なかなか見る方が少ない。これから常会を抜ける方も結構出てますので、その部分がなかなか厳しいかなと思っておりますけども、もっといろんな部分でマイナンバーカードの普及の方向で、こういう啓蒙活動お願いしたいなと思っておりますけども、その点あれば宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 再度の質問にお答えします。

今回のコンビニ交付サービスの開始もそうですが、今年10月より健康保険証としての利用が本格稼働します。それから、閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済方針のなかで、詳細についてはまだ不明なんですけども、マイナポイント第2弾、先ほどのお話があった2万円の件だと思うんですが実施されます。こちらのサービスにつきましては、カードとスマートフォンをお持ちのだけでは利用できませんので、役場住民課としましては、こちらの面倒なお手続をできるだけお手伝いしまして、マイナンバーカード交付率の向上に努めたいと考えております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。年配の方で、きっとスマホも下手すると持ってない方もいるので、サービスなんでね、その点の不具合があってもしょうがないかなと思っておりますけども、そこら辺の啓蒙活動もやらないと、年寄りきっと怒ると思っておりますので、何だよ2万円くれるのに俺にくれねえのかというのがありますので、その辺の問答もしていただけてやっていただかないといけなかなと思っておりますし、今後の課題、きっといろいろあると思っておりますけども、3万円がちょっと1万円減らされて2万円になりましたけども、非常にサービスとしては非常によろしいかなと思

ますけども、今後の推移を見ていただいて頑張っていたきたいなど、五上課長、大変な御苦労があると思いますけども宜しくお願いします。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 私、日本語がちょっと不自由なものですから、この文言をですね、裏も含めてなんですけども、条例をよく読んで、十二分にちょっと掌握できてないんですが、簡単にちょっとお尋ねしたいのはですね、今回このマイナンバーも含めてなんですけども、個人情報との在り方等、どこまでの報告義務があって、報告を、提出をしなければならぬのかというものが、このなかからうっすらとはわかるんです。具体的な形をお示しをいただきたいと思うんですが。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回のこの二つの条例の改正につきましては、いわゆる上位法ですね、マイナンバー法が一部改正したことによりまして、マイナンバー法の条文を運用している部分を大洗町の条例に使っているところを改正するというふうな内容になっております。

内容といたしましては、先ほど提案理由にもございましたとおり、マイナンバー法の改正によりまして一部、マイナンバー法の19条関係で新たな項目が加わったことによりましての条ずれが生じていることにより、一部、7条が9条になっていたりというふうな改正でございまして、この条例自体の趣旨には何ら今回の条例改正につきましては変更はございません。

ただ、提案理由にもありましたとおり、デジタル庁開設等によりまして、総務大臣から責任は内閣総理大臣に移るとかというような文言の訂正の範囲でございまして、特段私どものこの条例に動きは、提出の期限ですとか、提出書類ですとか、罰則規程ですとか、そういう面での改正は行わないと申しますか影響はないところでございます。

マイナンバー法の19条が改正されたということをお先ほど私のほうから申し上げましたけれども、現実的にはマイナンバー法をご覧になっていただくとわかるんですけども、新たに19条の4項と第5項が、議案書にはございませんけども追加されたことに伴って1条改正、2条改正に伴って条項の番号のずれが生じているというのがこの今回の条例改正の内容でございます。

では、じゃあマイナンバー法の19条は何が変わったのかと申しますと、例えば大洗町役場を退職して民間会社に今度勤め直すという時に、本人の同意があれば、大洗町役場の方に新しい会社は個人情報と申しますか、特定個人情報の提供を直接できると、本人を介せずにできるというふうな内容がマイナンバー法の19条の第5項ですかね、4項ですか、第4項に規定されたことなどが今回のマイナンバー法全体の大きな改正でございます。ただ、今回の大洗町の二つの条例につきましては、こういう内容の条ずれが生じていることでの改正だというふうにご理解いただければと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆる丁寧に答弁をいただくとよくわかりました。そこでですね、今までマイナンバーカードがなかなか申請が少なかったというのはですね、

いろいろな問題があったとは思いますが、そこでちょっと確認なんですけども、今、ひもづけされている情報というのは、マイナンバーカードにどのぐらいのものがひもづけされているか。それで、そのなかにどこまでの情報が入っているかというのは、現場としてはどのぐらい認識しているのかお尋ねしたいんですが。わかる範囲で結構ですのでお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えします。

マイナンバーカードにひもづけされている情報ですが、今、運用されているところでは、健康保険証というのが3月から、使える施設というのはまだまだ少ないんですけども、ひもづけ可能ということとなっております。

今後は、今話題になってます口座番号ですとか、あるいは二、三年後なんですけども、運転免許証の情報もひもづけされるということは聞いております。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆるですね、このマイナンバーカードが国が何を指して始まったのかということの一番大切な趣旨のところが多分あるんだろうと思うんですね。いわゆる以前には住基ネットがあって、結局、住基ネットが何も利用されないまま終わってしまう。こういう形のマイナンバー制になって、今ひもづけされているのは銀行口座とか何から全部実は入ってしまっていて、各個人の人間たちの口座番号から残高までですね、実は公的などところが見るべきところは見れるようになってます。そういうところも含めてですね、このカード自体がどのような運用をされているかというのは大事なことであって、やはり担当としては、情報をですねもう少ししっかりと答えられるように、知識を蓄えてください。以上です。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号 大洗町個人情報保護条例及び大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり決しました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第65号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 議案第65号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

本案につきましては、健康保険法施行令等の改正による出産育児一時金に関する金額の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、制度改正により、出産育児一時金の加算額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げるとともに、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げ、支給額の維持を図るものであります。

以上、議案第65号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第65号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） これ、国からのみんな、ここ大洗だけじゃないと思うんですけども、まずこの意味ってどんな意味なんだろうかね。例えばこの40万8,000円支給して、その1万2,000円、結局、金額って変わんないじゃないですか。この規則でいただけるこの金額のほうって、確か私のちょっと浅はかな知識では、産科医療機関でしたっけ、何かそういったところで出産した時にいただけるんですよね、確かね。この何か、どういった意味があって、この変更があるのかっていうのを教えてくださいませんか。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

本日追加で配付させていただきました議案第65号資料というものがございます。こちらをご覧ください。2の改正の内容というところに表がありますが、改正前で説明いたしますと、出産育児一時金の出産費用に充てていただく40万4,000円と、加算額、こちら産科医療補償制度掛金、こちら分娩の時に脳性麻痺が残った場合に保障されるという制度でございまして、こちらの1万6,000円の総額42万円で構成されています。今回制度改正で加算額が1万2,000円に4,000円減額されたところですが、あわせて出産一時金の本体部分を4,000円増額するという法改正もありまして、総額を42万円としたまま出産費用を少しでも支援するという改正でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 説明はね、文書と同じでわかります。これはね、健康保険法施行令が改正されたという、なぜ改正されたのかということ、それをまず説明してください。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えします。

まずですね、こちらは加算金のほうの産科医療補償制度というものなんですけども、こちら日本医療機能評価機構というところで運営されておりまして、こちらで2020年12月に開催された厚生労働省の社会補償審議会医療部会について産科医療補償制度の見直しの議論が行われたそうで、2020年1月から出生した子どもより、補償対象基準については要件を変更しまして、ちょっと難しく言ってしまうと、個別審査を廃止し、一般審査を統合して、在胎週数が28週以上であることが基準となり、1分娩当たりの掛金が1.2万円となることが了承されたということでございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今ね、少子化傾向がどんどん進んでいるというなかで、出産一時金なんかはね4,000円増えたとなっておりますけども、できればもっともったこの一時金が増えてね、少子化対策に資するというような内容になれば良かったなと思うんですが、支給総額は変わらない、そういうなかでどういう趣旨、趣旨は何だったんだろうと。その数字のやりくりじゃなくって、なぜこういうふうな改定が行われたというのは、連絡としてはあれば説明いただきたいなと。なければ勝手に説明できることはないと思いますけども、ありましたら説明してください。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員の再度の質問にお答えします。

住民課のほうでも、先ほど申し上げたような政府の諮問会議のようなところで金額を下げろというお話があったと。その代わり、浮いた4,000円は出産費用に充てていただくという改正が決まりましたという通達のみで、細かい趣旨については、ちょっとわかりやすい資料はございません。以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 大洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり決しました。

◎議案第66号および議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第66号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、議案第67号 大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 議案第66号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止および議案第67号 大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

議案第66号につきましては、平成28年より県央9市町村から成る「茨城県央地域定住自立圏」を形成し、様々な事業を進めてきたところでありますが、令和4年4月より、新たに県央9市町村で「いばらき県央地域連携中枢都市圏」の形成が見込まれることから、中心市である水戸市と締結した茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止することについて、大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、15ページをお開きください。

議案第67号につきましては、水戸市と締結している茨城県央地域定住自立圏の形成に係る協定の廃止に伴い、関連する大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止するものあります。

以上、議案第66号および第67号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第66号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について質疑を行います。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたの採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第67号 大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第67号は、原案のとおり決しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第68号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第68号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

本案につきましては、県央9市町村で連携し、令和4年4月から形成が見込まれる「いばらき県央地域連携中枢都市圏」について、連携中枢都市である水戸市との連携協約を締結することについて、地方自治法第252条の2第3項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第68号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

議案第68号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 11番坂本でございます。町長にお尋ねしたいんですが、今回この県央地区の広域という形での地域連携なんですけども、先日も新聞で拝見させていただきました。各市長、町長さんが集まって、この新しくですね中央地域の連携ということ、これによって将来的にですね未来志向という考え方になると思うんですが、どのような地域を目指して皆さんたちが一堂に会して、こういう形で連携協約書を作っていくのか、いったいのか、その前段として町長はどのようにお考えで、どのような形で中央地域の中枢地域というのを作っていくのか。今、雑駁で結構でありますし、まだまだ未来志向ですから、今すぐにどうこうできるわけでも何でもないと思うんですね。連携がどのようになるかっていうのは、一部例えば観光で協調していくとか、医療圏の充実を図るとか、交通体系をもう少しどういう形にするとかか、いろいろあるとは思いますが、今考えられる範囲で結構ですので、未来志向の考え方でお尋ねしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員のご質問でございますが、まさにポイント突かれたご提言というか質問だと思って私も承りました。大枠として二つあると思います。一つは議員ご指摘のように、未来どんなふうにするのかという点と、もう一つは、いばらき県央地域をしていくんだということとあります。いろいろ議論になっておりましたのは、中央というのはもう歴史があって、今、守谷であるとかつくばみらいであるとか、県南

地域が非常に飛躍をしておりますけども、もともとは県央を中心にこの茨城県は形成されていったというような、そういう歴史的な背景のもとに、決してその守谷とかつくばみらいとか、県南地域からこの主導権をこちら側にとって何かしようということではなくて、少しずつこの人口も減少している、それから様々な例えば都市機能的なものが少しずつこの県南へ移行しつつあるようななかで、県央としてどのような未来ビジョンを掲げるかということで、しっかりその県南地域だけではなくて県央として、この水戸市を中心にいろんな意味でこの地域に住んでいただけるような、この地域に住むことが喜びを感じられるような、そういうようなことを目指していこうと大枠で掲げてはいるんですが、そのあたりのところは、まだまだこの私自身から見ると、これは私の私見になるかもわかりませんが、まだまだ描ききれていないというのが一つの実情であるというふうに思っております。

ただし、もう一つ申し上げたいのは、じゃあ現実的に、今、議員からご指摘があった観光であるとか医療であるとか福祉であるとか、様々な生活に関して、現実が先行している部分、先行と申しますのは、例えば観光であるならば、私はあまり観光、この自治体間連携という言葉自体が前々からここでも申し上げておりますとおり、観光に連携があること自体が少しく、時代遅れと申しますか、もうそこでそごが生じるんじゃないかと。観光で訪れる皆さん方は、行政のいわゆる境界とか、行政、その市町村を意識して観光に訪れるわけではないわけでありまして、例えば大洗におみえになってひたちなかへ行かれる。じゃあここからこの大洗からひたちなか入りました。ひたちなかから水戸へ入りました。それは意識するかもわかりませんが、そこを意図して皆さん方訪れるわけではなくて、もうスポット、スポットで自由自在にここ動き回れるようなそういうような環境にありますので、現実のほうで先行している部分が非常に多くて、ですから何が申し上げたいのかというと、例えば医療についても、じゃあ大洗に住んでいれば大洗の医療機関でしか医療行為が受けられないのだったらそうではなくて、もう現実には水戸へ行ったり、ひたちなかへ行ったり、茨城町の医療センターに行ったりしておりますので、こんなこの現実が先行しているところをしっかりとこの行政の枠組みを超えて対応できるようなシステムを構築しようじゃないかということがこれだと思っておりますし、またその、今、現実でいろんなことが進んでおりますけども、そのことが非効率であったり、非効果的であったりする部分がありますので、しっかり連携することで効率性を更にレベルアップするということ、さらには効果的なところをもっともっと深掘りをするということが私はこの協定の狙いだと思っておりますので、例えば観光に関して言うならば、どっか一つ司令塔があれば連携をして、連携という言葉は私は否定しましたが、いわゆる協力することによって更にお客様を迎え入れられる環境をそれぞれ作っていこうと。考え方としては、一部事務組合の少し薄い形かなというふうに思っておりますので、発展的に、坂本議員がおっしゃるところは私もよくわかっておりまして、例えば最終的にこういうことをやっていったなかで市町村の合併を全体的にやろうじゃないかとか、そんなことが将来的には描かれるかもわかりませんが、国の狙いとしてはその辺もあるのかなと、一つの中心的な市や大きな政令指定都市などと連携することによって、もっともっと大きな枠組みのなかで自治体を考える。すなわち、人の現実的な動きと、

もう行政が描いてきたこれまでの考え方や、さらには行政の区画、行政のその区域などを、もう枠組みを飛び越えて皆さん方生活をされたり仕事をされているわけですから、それに合わせた形で、人の流れにあわせるということ、ですから、ただ危険性があるのは、私が申し上げたように、あまりにもこの枠組みに入ると、また同じ元の木阿弥、この枠組みを超えたこと、超える方々もなかにはいらっしやるわけですから、この枠組みだけで何かしようとした時に、またそごが生じたら、もつと今度は大きな考え方で物事を臨んでいかなければならない、対応していかなければならないというような、そんな課題も見えてくると思いますので、私はいろんななかで、まだまだそのビジョンを描ききれていない。国際的な窓口として、笠間は笠間駅、また、笠間はいろんなところと、外国と連携をされている。台湾だとか韓国だとか。例えばひたちなかにしても、常陸那珂港にいろいろな船が、外国船が入られている。また、水戸はもう国際都市としていろんな関係を紡いでいる。大洗町もこれからインバウンドを受け入れる。国際的な、すなわち地域にしていこうと。小美玉は当然その飛行場もありますので、そんなようなビジョンのもとに、なかなか描ききれてはいませんが、将来ビジョンを描いていくということ、それから、今、私のほうでつけ加えさせていただいた現実にしっかりと対応して、その現実的なところを更により進化させていこうと、深掘りをしていこうというような、そういうような協定だと思っていただければ、ご理解いただければ有り難く思います。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。いわゆるそういうことなんだろうと思います。やはり今、先進的にもう進んでいる現実的なその分野もたくさんあるし、かといって行政で皆さんがこの地域が一緒になったっていても、なかなかすぐに生活が変わるわけでもなく、地域の橋がつくわけでもなくて、そういうこともあるんだろうと思います。

財政のほうとしてちょっとお尋ねしたいのは、今回この中央連携中枢都市圏が形成されました。各地域で議決を受けました。でき上がります。そのなかで、例えばですね各市長、町長、皆さんたちが、ある一定のこの広域としての何か事業を行おうという時に、国の制度として予算編成のなかに何か組み込まれるのかどうか。いわゆるこの地域で使えるものがあるのかどうか。というのはですね、ふるさと創生っていうの昔ありました。第二のふるさと創生はもう大分過ぎましたけども、竹下先生が元気な頃によく言われてたんですが、いわゆるその地域をまとめる、これは一つの17年までの特例法の話も入ってきますけども、その次の段階として、広域行政として、そこはそこで地域の一つが集まった場合、中央構想ができ上がった時に、そこに新たに全地域に向けた、その地域に向けた予算をやはり組み込んでいく。そして、国のほうはそこで、そのなかで中心的なまちづくりをするのか、そういうような構想が、大きな構想があります。そういうなかにおいて、今、現実的なこれができ上がった時点で、何か事業に直接的にあるような動きがあるのかどうか、その辺で今わかっている範囲で結構でありますからお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちら、連携中枢都市圏を形成いたしますと、まず、中枢となる、こちらでいうと水戸市のほうにですね、圏域のその人口に応じた措置で最大2億円程度ですね交付税措置がなされるというようなところがございます。また、係る経費のですね概ね対象経費の8割までがですね交付税を事業費として措置されるという形でございまして、また、それぞれ各市町村のほうでですね水戸市に負担金を支払うような形になるんですけれども、その支払う負担金のうち8割が交付税措置されるというような形でございます。

現在、これから大洗のほうで支払う負担金のほうにつきましては、今、水戸市のほうでですね事業費のほうの選定を進めておりまして、具体的に幾らになるかというところはまだ申し上げられないんですけれども、今の定住自立圏よりは確かに増えるような形にはなるんですが、それほど大きな金額にはならない見込みであるというふうには伺ってございます。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。いわゆる水戸さんのほうを中心として、いろいろな財政措置がされると。我々は負担金というものを払わなければならない。それは金額はたいしたことではないでしょうが、そこに対する8割が交付税措置でくると。大体雑駁ですけど理解できました。それがこの地域にとって、いかに広域的に良くなるかという、これは町長のあとの手腕でありますから、是非未来志向で私は考えていただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今、坂本議員から有り難いエールのお言葉いただきました。まさに私の責任のなかでしっかりと大洗の意思を伝え、全力で大洗を主張していかなければならない、そういう場面かなと思っております。

一例を挙げますと、例えば水戸の駅でS u i c aで乗車をしました。大洗鹿島線ではS u i c aで降りることができません。今までの事例ですと、大洗町の中でしか、この大洗の予算は使うことができませんから、当然水戸の財政支出で大洗駅に、やればできるんでしょうけど大洗駅に補助金を出してS u i c aの機能を設置するということはできませんでしたけど、この連携中枢都市圏に乗せていけば、すなわち今、渡邊課長が申し上げたように、いろいろな財政支出を水戸が今度してくれて、そして大洗のほうのいわゆる駅が便利になってくるというような、こんなことができます。

例えば医療についても、福祉についても、同じように、例えば水戸の、これは仮の話ですが、水戸の学生が大洗高校に通われていると。そうすると、今度、大洗高校で何かあった時のことを考えて、極端な場合ですよ、大洗の救急体制を強化することは水戸市民の命を守ることにつながるといって、そんなことも広くやっていけるのかなと。私はこれ、これあくまでも私の私見が入っておりますけども、福祉も様々な分野で、先ほどの個人情報の保護についてもそうでありますし、ごみ処理なんかは今までは一緒にやっておりましたから、こんなことのその延長、こんなことのいわゆるほかの事業への進化というか、そんなように考えていただければ、私どもも一つ一つこれから整理をしながら、まずは観光であるとか、今やっている部分を更にもっともっと効率性をもって効果的な

施策展開ができるようなことを連携してやっていきたいと思っておりますので、またいろいろとご助言、ご提言いただければと思っております。ありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） ほか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この連携中枢都市圏ビジョンを策定していくと、これからね。この策定に当たってはですね、どのような体制で臨んでいくのかということが一つ。

もう一つは、今、財政の問題出ましたけども、水戸市には最大2億円ということで、市町村には、聞くところによると1,500万といわれている。これは1,500万というのは、様々な事業がありますけども、事業ごとに1,500万なのか、年間1,500万なのか、どういうふうな内容になっているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まずビジョン、連携中枢都市圏のビジョンにつきましてはですね、これまで圏域内の様々な専門家、大洗町ですと観光では大里会長なんか委員となりまして、そのビジョンの内容につきまして懇談会を開きまして、その懇談会のご意見を基に水戸市が中心となってビジョンの素案を今策定しつつあるというようなところでございます。この後につきましては、この1月にそのパブリックコメントをいたしまして、それで圏域の住民の方々のご意見をいただきながら、最終的には2月に素案を正式案として決定しまして、各市町村長合意のもとに決定をするというような形となっております。

続きましてもう一点、その予算関係なんですけれども、各市町村につきましては最大額のことを恐らく菊地議員はおっしゃっているかと思うんですけれども、実際に町が支出する、水戸市に負担金として支出する金額の8割というような形になりますので、例えばそれが大洗の支出する金額500万円であれば400万円交付税措置されるような形になるのかなというように考えてございます。

また、水戸のほうがですね、どうしてもその事業をやるような形になるので、全体の金額の大半を水戸市で支出するような形になりますから、これは交付税措置等で水戸市が若干大きく受けるのは、やむを得ない措置なのかなというふうに考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そのビジョンを策定するのは、今の説明ですとね、行政というんじゃなくて、要するに民間の方が主体的となってビジョンを策定していくのかというふうにも受け取れるんですが、その点をもう一度確認しますね。

もう一つは、この第3条の中で別表ということで、18・19・20ページにいろいろと事業が掲載されております。そして、そのなかで甲の役割、いわゆる水戸市の役割ですよね、乙として町の役割があります。この甲の役割として、これが様々な事業に対して主体的に取り組むというふうになります。全ての区分において主体的に取り組むのは水戸市だと。町はどうかというと、ただ取り組むというふうになっておりますが、この主体的に取り組むというのは、どういう内容なのか伺います。

もう一点はですね、全てにおいて連携していくと、大洗町のほうでは方針として示しているんで

すが、全てにおいて連携しなければならないのかどうか、こういうことを確認いたしますが、お答え願います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

まずですね、ビジョン、その民間が主体となってというところなんですけれども、今回のこのビジョンにつきましては、どちらかというところ行政が大まかな案を作って、それで懇談会の委員の皆様はその案を示して、委員の意見をいただいて、その意見を基に軌道修正なんかを図っていくような形がとられていたというふうに思います。

それで、次のこちら、協約に関するところなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、例えば病院の看護師さんを募集したりですとか、あるいはそういう救急医療体制を中枢となって担うのは、やはりその水戸市内のその病院だったりそういうところで行っていきますので、実際その事業を中心となって行うのは、基本的には水戸市が中心になって行って、その水戸市内で行われるサービスについて連携中枢都市の住民が水戸市民と同じように利用することができるというような形になってございます。そういったところで、甲のやはり水戸市の役割が主体的で、他の市町村については、もちろんそれに協力というような形で支援、一斉に取り組むというような形になっているというようになってございます。

それと、全てその連携をとるかどうかというところなんですけれども、この際ですね、その連携をしない理由が特になのかなど、全ての事業についてですね。観光にしる、医療にしる、福祉にしる、様々な産業、農業だったりですね、全てこれは協力をして、Win Winの関係がとればなというふうに考えたところでございますので、全ての事業において連携を図っていくというふうにしたところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この協定を結ぶに当たってはですね、ほかの自治体では連携しないというような、事業もね、あるようです。大洗町は全てそれを結ぶという方向であることがわかりました。

またもう一つ、説明伺っていると、どうしても水戸市中心、水戸市に負担金を払うということですから、主体的に水戸市が考えて、水戸市中心の事業展開ということに、そういう方向にどんどん進んでいくのではないのかなというふうには、どうしても考えざるを得ないような説明ではなかったかなと思っています。

例えばもう一つですね、例えばですよ、図書館、大洗ありません。最近、笠間市の図書館が日本で、一番その連続6年間貸し出し数が多かったというようなことで、文化面で非常に大きく貢献しているんですね。そういうことから考えたりしますと、例えば大洗町では図書館は作らないというふうに、こういうことは、この時点でね考えているのかどうか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 菊地議員の三度目のご質問にお答えいたします。

決してこの場で大洗町で将来、図書館を作るか作らないかというところについて、方針を出して

いるというところは、特にどちらでもないのかなというふうに考えてございます。公の施設につきましては、水戸市だけでなく関係市町村、この9市町村で相互利用が可能になる。これは前回の、今までやってきました定住自立圏でも行ってきたところなんですけれども、そういうところで周辺の住民で、その利用をし合って、相互利用をし合うというような形です、その圏域内の住民サービスの向上を図っていくというような形になっているかというふうに考えてございます。

○議長（飯田英樹君） ほか。8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） お話をいろいろ聞かしていただいてですね、これ本当に先ほど町長自らおっしゃったように、軽い合併じゃないのかなと、そういう気がしているんですよ。これはこれで水戸市にいろんなものをしていただいて、財政負担が減ってくる、これも事実だろうとは思いますが、お願いします。なるべく合併しないようにということを、大洗は大洗の独自なものを大事にしながら、これはこれを利用しながらですね、一所懸命頑張っていていただきたい。まちづくり推進課長、今、ふるさと納税、これ今、ちなみに幾らぐらいできてます。これからが本番だと思うんですけど。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 和田議員のご質問にお答えいたします。

こちらですね、連携中枢都市については、その合併をしないでも関係のその市町村が行政サービスを維持していくように、まさに議員おっしゃるとおりですね、大洗のその良さを維持したまま、かつ住民サービスを維持していくというところのものでございますので、まさにその議員おっしゃるような形にするためにこの協定を結んだというふうに考えていただければというふうに考えてございます。

それでもう一つ、ふるさと納税につきましては、今週始めの段階、日曜日の段階で、確か1億4,500万円だったというところでございます、確か先週の23日に昨年度1年間分より超えたというように形になってございますので、今後さらなる増に努めて担当一同頑張っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） ありがとうございます。これ、町長のね肝いりの政策で、どんどんどんどん伸びてる。これ素晴らしいことだろうと思うんですよ。まずこういうもので財政をしっかり足固めをして、財政がしっかりしていれば、これによって合併っちゅうことありませんのでね、そういう方向で是非とも頑張りたいということで終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可します。12番 菊地昇悦君。

〔12番 菊地昇悦君 登壇〕

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。私は、提案されております議案第68号 いばらき

県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、反対するものであります。

提案された連携協約書によれば、目的として、水戸市が大洗町をけん引、高次の都市機能の集約・強化を図っていく、生活関連サービスの向上に関わる取り組みを実施するとなっています。

そのようなことを具体的に実施するための役割分担が示されておりますが、基本は甲の役割、つまり水戸市が主体的に取り組むとされております。これは取り組むべき対象の区分全てで定められております。本来ならば対等・平等の立場で地域づくりを目指すことが求められているはずであります。主と従という関係性になっていくことが極めて懸念されております。

地方自治法においては、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという役割と能力が発揮されなくなり、自らその役割をおとしめていくことになりかねません。

2点目は、目的にある都市機能の集積と強化ですが、住民サービスに不可欠な施設等が水戸市に集積され、町民が安心して暮らせるためのサービス拡充の責任が後退していくのではないかという懸念が払拭できません。

以上を理由といたします。

○議長（飯田英樹君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第68号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。したがって、議案第68号は、原案のとおり決しました。

◎議案第69号および議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第69号 水戸地方農業共済事務組合の解散について、議案第70号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第69号 水戸地方農業共済事務組合の解散についておよび議案第70号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、一括して提案理由をご説明申し上げます。21ページをご覧ください。

議案第69号につきましては、水戸地方農業共済事務組合を含む農業共済組合等による合併により、新たに「いばらき広域農業共済組合」が発足したことに伴い、本組合を解散するものであります。つきましては、本組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき、議会の議決を求めらるものであります。

次に、22ページをご覧ください。

議案第70号につきましては、水戸地方農業共済事務組合の解散に伴い、車両等の物品を、新たに

発足する「いばらき広域農業共済組合」に帰属し、建物等を茨城町に帰属して財産を処分するものであります。つきましては、本組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第69号および議案第70号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第69号 水戸地方農業共済事務組合の解散について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認なんです、この共済組合そのものの意義というものが今まであって、それが今回解散する、しかし、その今までの事業そのものは、どのような形で引き継がれるのか。今までの、財産処分は別にそんな大きな問題ではありませんけれども、物理的なものなんで。それよりも、その農業共済そのものの変化がどのようになるのか、そこをご報告をいただきたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） 坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

そもそもですね共済組合の事業といたしまして、自然災害に対する農作物の補償を行っている機関でございます。この事業につきましてはですね、新組合のほうにそっくり事業を継承いたしまして、農家のほうにご迷惑がからないような状況に移行するというところで伺っております。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 水戸地方農業共済事務組合の解散について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第70号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号 水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第70号は、原案のとおり決しました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第71号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第71号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

24ページをお開きください。

本案につきましては、大洗町営キャンプ場の管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、厳正に検討した結果、「NPO法人大洗海の大学・株式会社大洗まちづくり専科共同事業体」を指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

以上、議案第71号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

議案第71号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について質疑を行います。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 議会全員協議会のなかで十分に議論は交わしたと思いますけども、一言申し上げます。

大変コロナの中、厳しい状況にありますけども、この事業体がやっていただけということなんで、一生懸命頑張っていたでいて、今後、より良いキャンプ施設の向上に尽くしていただきたいなと思ってます。2団体のほうはね慣れていないと思いますけども、海の大学のほうはずっと関わってますので、十分にできると思いますので、その点、管理体制きちんとやっていただいて、今後の経営のほうをお願いしたいなど。コロナ禍の中ですけども、キャンプのほうはきっと、推移としては上がる方向であるかなと思ってますけども、ただ、アフリカのコロナがちょっと拡散してますので、十分に、1カ月間外国人の受け入れを止めるという国の答申が出ました。皆さんはきっと、日本人は、今までどおりきつと守っていただくと、マスクして、手洗いして、うがいをしてということで、十分に配慮していただくとおもいますけども、その点を十分にさせていただいてキャンプ場のほうも管理体制だけよくしていただいて、コロナ禍にならないようなことで十分に受け持った場合に宜し

くお願いしたいなと思います。以上でございます。何かあればお願いしたいなど。質問と応援と併せて。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 先ほど勝村議員から素晴らしい質問がありましたけれども、私としてはですね、これ、業者も決まったということでありましてけれども、一番懸念しておりますのは、博物館があるということ。これは今までね、キャンプ場のあがりですってこられたということで、これが今度なくなるということは、非常に一般財源からのお金が出ていく話になります。そういうなかでね、指定管理料、できればもう少し上げていただいて、博物館のほうは年間2,000万ぐらいかかるという話ですから、ちょっと1,600万ではどうなのかなというように思っておりますので、その辺何かご検討いただければお願いしたいなと思うんですけども、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） 小沼議員のご質問でございます。

キャンプ場の指定管理のですね指定の件です、全員協議会のほうで商工観光課からですね金額の根拠のほうは示されたと思います。直近のですね5年間を基礎に今回の算出をしております。いろいろこの5年間ありますと、キャンプのほうは令和元年度、非常にキャンプブームで伸びてきたところでございますけども、コロナ禍で令和2年度、厳しい状況になっているということで、そういう直近の5年間で算出しておりますので、指定管理の期間は3年間ということでございますから、今後その推移を見ながらですね、またその3年後のですね時には、またそれなりの検討をして考えていくのかなと私として考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 今までね、あのキャンプ場は非常に黒字経営ということで、キャンプ場では非常に全国に珍しいキャンプ場だと私は思ってるんですよ。このせつかく儲かっているキャンプ場をね、なぜその指定管理しなくてはならないのかなと思って非常に疑問に思っているんですけども、今言ったように博物館のね指定管理、これから運営費が年間2,000万かかってくるというような話のなかでは、もう少しね、その博物館のほうの財政負担が減るような状況で考えていったほうがいいんじゃないかというふうに考えていますので、そういうところをね、もう少ししっかりと考えていただいて運営をしていただきたいなというふうに思っております。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 全員協議会、ちょっと私、留守しましたので、よく存じ上げてないんですが、単純に私は経営者の視点からちょっとお尋ねしたいんですけども、いわゆる指定管理者の在り方というのは、基本的に税金で賄っているところが、やはり税体系、税体系というより、いわゆる管理体制そのものが、やはり皆さんたちの役所の管理ですってということが、民間ベースから考えると少し高上がりになるというものを是正するための一つの目的として、こういう指定管理者というのででき上がったというふうに理解しているんですけども、単純にですね、この大洗町キャンプ場、今回二つの場所が一つになります。経営母体は共同事業体と、何か共同事業体という、ちょっとど

ういう形かよく理解できてないんですけども、それよりもですね、今まで、昨年度で結構ですけども、財政が答えるのか、担当課が答えるのかわかりませんが、実際にこれだけの収入がありました。実際にこれだけの支出がありました。ここだけを単純に出していただくと、すごくわかりやすいのかなと思うんですが、そのあたりの数字はどのようになっていたのかお尋ねをしたいんですが。

ちょっと失礼します。ちょっと私いなかったんで、申し訳ありません。わかりました。質問撤回いたします。ここにございましたので、終わります。

○議長（飯田英樹君） 8番 和田淳也君。

○8番（和田淳也君） 経費云々、話出ましたんでね。私もいただきました。これね、観光課長のほうからかな、出てきたのが、これ。私ね、この積算のねこの経費の内訳っていったような気がしたんですけど、これ総額ですよ。これだけもらって、はあわかりましたとはならないんです、科目が無いんでね。一体どこに幾らかかって、どういうふうなついでっていうのが出てきて、初めて、あつなるほどね、そういうことですかということなるんですけど、こんだけかかりましたという金額がぼんと出されても、ああそうなのっていうことなんですよ。例えば人件費が幾ら、通信費が幾ら、そういうものが細かく出てないと、ここ違うんじゃないっていうようなことも言えないし、ああ、ここ大変だったよね、指定管理しなくちゃいけないよねっていうような結論出ないんですよ。まあちょっと苦言です。これじゃあ駄目ですよという話。そういうわけで、今ここでどうこう言うつもりありませんけれども、実際こんだけかかって、それで割り出した金額でしょうから。ただね、やっぱり小沼議員からもあったように、我々は以前、博物館の、全協でも言いましたけども、博物館の運営費という形でキャンプ場があった。そこでキャンプ場のあがり博物館の運営が2,000万かかるんだったら、そこで2,000万いただければ非常にいいなという形ですね。これは財政としては、先ほどもね言ったように、ふるさと納税とか何かで頑張っていたいておるんで、そのなかでのやりくりというのが、また、町長を初めとした皆さんの大仕事なんだろうと思ってますから、極力、目に見える形でやっていただければいいのかなということを言いましてですね、意見とさせていただきます。以上。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 和田議員、また小沼議員、坂本議員からのご指摘であります。大変有り難く思っております。単純な差し引きだけでなくってという部分はわかりますし、また、なぜ今指定管理なのかということも疑問がございましょう。これまでも繰り返し申し上げてきましたけども、相乗効果を期待したいということと、今、行政職員がやるなかでは非常に限界があるということ。それぞれ別組織でやっておりますから。例えば三つある今、キャンプ場、一つは生涯学習課が担当し、またもう一つは、すなわち観光課が担当し、もう一つは農林水産課が担当すると。農林水産課が担当する夕日の郷松川については、地元の皆さん方が一生懸命頑張っているんで、これは今後いろいろ連携ができるものはしっかり連携をしていく。その上で、まずは二つ先行して一つの企業体に指定管理を行わせると。前段として、前に皆さん方がご協議いただいて議決をいた

だいた条例で改正をいたしましたけども、料金収入がこれから上がりを見せると思います。これまで町でやっていましたのは、何度も申し上げておりますように、繁忙期も閑散期も同じような料金体系でしたから、あれを少し幅を持たせましたので、自由裁量でもって少し上げることができる。自由裁量と申しますか、それこそ今おっしゃるような企業経営感覚のなかでしっかり料金収入に期待できるということ。

また、今まで、これ申し上げますと、なぜ指定管理へ移行したかと申しますと、今委託をしている、お願いをしている例えばサンビーチキャンプ場につきましては、海の大学をしておりますが、これ、今村議員からもご指摘ありましたけども、大変圧縮した形での委託となって、これまでもう何年にもわたって委託料上げてくれというようなことでお願いがありました。今度、いわゆるここ数年ですね、働き方改革であるとかいろんなこと、労働基準法の問題だとかいろいろ考えますと、とてもとてもあの委託料でやらせたんでは、ここにいろいろ問題が出てくると。これをいろいろ計算していきますと、非常にこの明治記念館の赤字を埋めるどころか、もっともっと財政支出が膨らむようなところが出てきますので、できればじゃあ自由裁量のなかで、じゃあそれだけ上げてくれというのであれば、取り急ぎその裁量権は議会の皆さんに認めていただいて裁量権を得ることができたんだから、そのなかで頑張れば給料が上げられる体系を作って欲しいと。もともとの趣旨としては、当然ですけども雇用の維持ということもありましたから、本来ならいろんなところに公募してやるべきなんでしょうけども、地元の雇用をしっかりと守るということ、明治記念館にもたくさんの方々関わっていただいておりますので、この幕末と明治のほうのキャンプ場とあわせて、しっかり雇用を維持するというところでここに決まったところであります。

ただし、今、小沼議員からもご指摘ありましたけど、基本的にはもう財政支出が無いような形で、1,600万というのは固定納付金でもういただけますから、大体今聞きますと、博物館というのは1,600万円ぐらいがマックスの、人件費差し引きますと、マックスのその赤字補填分で必要な金額でありますので、これは固定納付金で維持できるんじゃないかと。それからもう一つは、利益還元金として収益が上がればその2割は当然私どもでいただけますので、しっかりそういうところで幕末と明治に関しては補填をしていきたいなと思っております。ただし、これでいいのかといたら、小沼議員がご指摘のように、確かにこの還元金についても、このキャンプブームでありますんで、これからいろいろ考えていかなければなりませんし、またいろんな意味で、幕末と明治も今のままの姿でいいのかと。先ほど条例をお認めいただきましたけども、いろいろとお金がかかるような構造でありますし、もともと博物館自体が収益が見込めるような、そんな組織ではありませんので、その辺のことも考え併せながら、今後より良い方向性はどうかと。できれば、私は今度、指定管理していただいたところが併せて管理していただくと。これはもう当然うちのほうで財政支出無く、自己完結を全部でしていただけるというのが、これが非常に理想でありますので、そういうこともいろいろと考え合わせながら今後の方向性について、より良い方向性を見出して行って、そして情報提供に関しては、私ども何もやましいことございませんので、しっかり透明性をもっていろんなところを今後皆さん方にご提供することによって、またより良い議論ができるような、より良いご

提言をいただけるような環境をしっかりとつくってまいりたいと思いますので、是非これからもご指導いただければと思っております。ただし、3年間ということに、通常5年ですけれども、3年間、試行期間と申しますか、いわゆる今申し上げたような考え方を整理する上でも3年あれば十分だろうと。その上でまたいろんなことを考えていこうと。キャンプブームに乗れるものならしっかり乗っていこうと、そんな考え方のもとの今回の指定管理でありますので、是非ご理解のほどお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号 大洗町営キャンプ場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。会議再開は15分といたします。

(午前11時03分)

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎議案第72号および議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第72号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第6号）、議案第73号 令和3年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第72号、議案第73号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算第6号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,109万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億2,344万3,000円とするものであります。

併せて、地方債の補正をするものであります。

先に地方債補正についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

大洗駅エレベーター設置支援事業債につきましては、鹿島臨海鉄道株式会社が実施する大洗駅エレベーター設置事業につきまして、関東運輸局からの指導により、追加工事を行う必要が生じたことによる町からの補助金の増額に係る財源といたしまして1,830万円を追加するものでございます。

次に歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

総務費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等の人件費につきましては、職員の人事異動による増減調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

中段、2款総務費企画開発総務費の「大洗駅エレベーター設置等支援補助金」につきましては、地方債補正の際にも触れさせていただきましたが、鹿島臨海鉄道が実施する大洗駅エレベーター設置事業につきまして、関東運輸局からの指導により、追加工事を行う必要が生じたことによる町からの補助金2,441万3,000円を追加計上するものでございます。

地域づくり総務費の「災害支援寄附金」につきましては、友好都市協定締結している青森県風間浦村で今年8月に発生した豪雨災害からの復興を支援するため、ふるさと納税制度を活用し代理寄附にて受付をした災害支援寄附金を寄附するため、200万円を追加計上するものでございます。

8ページをお開きください。

4款衛生費の予防費につきましては、三つの事業合わせて8,321万3,000円を追加計上してございます。その内訳ですが、一つ目は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種に係る費用といたしまして、時間外勤務手当や委託料合わせまして8,101万9,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては全額国庫支出金を充当いたします。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への生活支援といたしまして、消耗品および物資配送委託料合わせまして32万4,000円を追加計上するものでございます。

三つ目は、健康増進法に基づくがん検診等においてマイナポータルを活用し、生涯にわたって健診情報を分析し、予防等へ活用するため、健康管理システムの改修委託料としまして187万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、一部国庫支出金を充当いたします。

続きまして、9ページ下段をご覧ください。

8款土木費の住宅管理費につきましては、町営住宅の冬季定期募集を開始するに当たり、空き住戸の修繕および給湯設備の修繕に係る費用370万6,000円を追加計上するものでございます。

10ページをお開きください。

10款教育費学校財産管理費の修繕料につきましては、建築基準法に基づき3年に一度実施する特殊建築物定期調査の結果および台風16号の一被害により急ぎ必要となった修繕費用として、305万2,000円を追加計上するものでございます。

また、委託費につきましては、老朽化した南中学校空調設備を改修するに当たり、実施設計費用247万5,000円を追加計上するものでございます。

5ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金8,391万5,000円、寄附金200万円、繰越金1,688万円、町債1,830万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,109万5,000円を追加補正するものであります。

続きまして、議案第73号についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

議案第73号 令和3年度大洗町水道事業会計補正予算第1号につきましては、収益的収入および支出において、支出の第1款水道事業費用の予定額を37万4,000円追加し、補正後の予定額を5億9,912万4,000円とするものであります。

また、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額3,358万7,000円を3,396万1,000円に改めるものであります。

資本的収入および支出につきましても、第1款資本的支出の予定額を28万6,000円追加し、補正後の予定額を2億5,126万1,000円とするものであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,139万1,000円を1億4,167万7,000円に改めるものであります。

14ページをお開きください。

収益的支出の補正の内容といたしましては、一般会計と同様に職員手当等の増減調整22万2,000円と、先の議案でもご説明させていただきました水道料金審議会委員への報酬15万2,000円を合わせまして37万4,000円を追加計上するものでございます。

資本的支出の建設改良費につきましても、一般会計と同様に職員手当等の増減調整として28万6,000円を追加するものでございます。

以上、議案第72号および議案第73号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第72号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 10ページですけども、教育関係で、南中学校の空調設備の改修工事の実設計業務の委託料ということで、このなかには体育館は含まれておるのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

体育館のほうは入ってございません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） もともと文科省あたりもね避難所として体育館を活用すること、そういうなかで空調設備を設置することを勧めていて、財政的にも支援するというふうになっていますよね。この議会でもたびたび取り上げてきましたが、この際にですね体育館の実設計について同時に行

うことが経費の面から見ても安く済むというふうに思いますが、なぜ体育館は削ったんですか、やらなかったんですか。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

今回ですね、南中の空調改修工事をする理由といたしましては、南中の校舎そのものが老朽化ということで、20年を経過している状況でありますので、そのような状況であるので、今回ですね、いよいよ改修工事に踏み切るといような実施設計の提案でございます。

また、体育館に関しましては、まだ建設されて数年しかたっていない状況でありますので、空調のほうは特に問題がありませんので、そのような対応で考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 空調に問題無いといわれましたけども、あそこ空調設備が整っているんですか。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

南中の体育館に関しましては、南小中の共用体育館ということで建設されておまして、2階のアリーナのところに一部空調のほうが入っております。これはいろいろと避難所ということも想定させていただいております、空調を入れながらですね体調の悪い方の体調管理をするような形で2階のアリーナのほうには空調を設置しているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号 令和3年度大洗町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第73号 令和3年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号 令和3年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第73号は、原案のとおり決しました。

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第5、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） お手元の資料のとおり寄附の受け入れについてご報告をさせていただきます。有り難いご寄附6件ほどいただきました。特に今回は、1件を除いて全て企業版ふるさと納税のご寄附でございます。

まず1件目、一般寄附といたしまして、明治安田生命保険相互会社 取締役代表執行役社長 永島英器さん、20万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策の一助として頂戴いたしました。

企業版ふるさと納税、全部で5件でございますけれども、大貫工務店 代表取締役社長 大貫茂男さん、100万円。これは海の街大洗創生推進事業の一助として、これ全て全部同じであります。企業版納税を受ける際に私どもで事業をしっかりと明記をして国に申請して認定を受けなければなりませんので、その事業の一助としてということで100万円を頂戴しました。

また、コスモ総合建設、やはり水戸市の会社でありますけれども、代表取締役 池田勇夫社長さんから50万円、さらには日立市幸町のイガラシ綜業株式会社 代表取締役 五十嵐則夫様から50万円、そして、北関東ファミリー株式会社、同じく水戸市の飯笹 茂社長から50万円、さらには東京都文京区湯島、これは大洗町に営業所がございます千代田テクノル 代表取締役 井上 任社長から30万円、全部目的については、全て5社とも海の街大洗創生推進事業の一助として頂戴をいたしました。

今後も引き続き、まだ数件、私どもでお願いをしているところから、ふるさと納税に関して企業版納税をしていきたい、また、個人でも従業員の皆さん方に周知をして、大洗町へ納税するようにやっていきたいというような有り難いお話をいただいておりますので、私ども推進を図ると同時に、更に、先ほど和田議員からあるように、しっかりと財源の確保に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いをし、報告にかえさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎休会の件

○議長（飯田英樹君） 日程第6、休会の件についてお諮りいたします。明日12月1日を休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、12月1日を休会とすることに決し

ました。

◎散会の宣告

- 議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
次回は12月2日午前9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行います。
本日は、これをもって散会といたします。
各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時29分

